

# 住居確保給付金のご案内

令和2年4月20日から対象者が拡がりました！

住居確保給付金は、就職にむけた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を自治体から家主さんに支給します。

これまでの対象者 離職・廃業から2年以内の方

令和2年4月20日以降

離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方



## 主な給付要件チェックリスト

項 目				チェック欄
離職・廃業をした日から2年以内、またはやむを得ない休業等により、収入を得る機会が減少していますか？				<input type="checkbox"/>
資産が一定額以内、かつ、収入基準額（※）を超える収入を得ていませんか？ (単位：円)				<input type="checkbox"/>
	単身世帯	2人世帯	3人世帯	
収入基準額（月額）	107,000	150,000	178,000	
支給家賃額（上限額）	29,000	35,000	38,000	
上記の状態になる前に、世帯生計を主として維持していましたか？				<input type="checkbox"/>
ハローワークに求職の申し込みをしますか？				<input type="checkbox"/>

○すべての項目にチェック✓が付いた方は、住居確保給付金の受給資格を満たす可能性が高いため、須崎市生活支援・総合相談センターほっとに相談してください。

☎0889-40-0358